

送信枚数:この用紙を含め 1枚

平成30年6月26日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	平成28年4月から平成30年3月までの間、当時の教育委員会社会教育課職員が請求書の紛失や適正な管理を怠った結果、修繕料等の支払を遅延させるなど不適正な事務処理があったもの。	
被処分者所属及び処分内容等	畑野行政サービスセンター職員（主任級 40歳代 女性）	戒告
		主事に降任 (平成30年6月26日から)
その他	上記の処分における指導監督責任として、本日付けで当時の上司3名を訓告処分とした。	
特記事項	市長のコメント 今回、調査を完了し、上記のとおり関係職員の処分を行いました。 このような事態を引き起こしたことは、市民の皆様の信頼を裏切ることであり、関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。 今後は、このようなことがないよう、職員全員で再発防止に取り組んでまいります。	
担当	総務部総務課人事係 係長 桑崎徳彰	
連絡先	TEL 0259-63-3111 FAX 0259-63-3300	

佐渡市総務部総務課
広報戦略室広報広聴係
Tel:63-5139
Fax:63-3300